

田川市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地震によるブロック塀等の倒壊による被害を防止し、及び避難経路を確保するため、ブロック塀等の撤去を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、田川市補助金交付規則（平成9年規則第14号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 補強コンクリートブロック造又は組積造（れんが造、石造、コンクリートブロック造等）の塀（フェンスその他これらに類するものとの混用の場合を含む。）又は門柱をいう。
- (2) 道路 通学路、避難路その他市長が災害時の安全及び通行を確保する必要があると認める一般交通の用に供する道をいう。
- (3) 所有者等 所有者又は管理者（国、地方公共団体又は都市再生機構等の公的事業主体を除く。）をいう。

(補助対象者)

第3条 この告示に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、ブロック塀等の所有者等であって次の要件の全てに該当するものとする。

- (1) 同一敷地において、補助金の交付を過去に受けたことがないこと。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 田川市暴力団排除条例（平成22年条例第5号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、市内の道路に面するブロック塀等（高さが1メートル未満のものを除く。）を撤去する工事であって、次の各号のいずれかの要件を満たすものとする。ただし、他の制度による助成の対象となる工事を除く。

(1) 別に定める診断カルテ（以下「診断カルテ」という。）における点数が40点未満のブロック塀等であること。

(2) ブロック塀診断士又は一級建築士、二級建築士、木造建築士等が発行する診断書その他の判断根拠が分かる資料により、安全性が確認できないブロック塀等であると認められるもの

2 前項の場合において、一部を撤去する工事は、次の要件の全てを満たすものとする。

(1) 撤去しようとするブロック塀等が建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路内に存しないこと。

(2) 撤去後に道路に面するブロック塀等の高さが1.2メートル以下となることが見込まれること。

(3) 撤去後にブロック塀等の診断カルテにおける点数が70点以上となることが見込まれること。

3 補助対象工事は、本市の住民基本台帳に記載され、かつ、市内に本店を有する個人事業主又は市内に本店を有する法人（本市の競争入札参加有資格者名簿に登録された者に限る。）によるものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、1敷地につき補助対象工事に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。）の2分の1の額（千円未満切捨て）又は11万円のいずれか低い額とする。

（事前協議）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、補助対象工事に係る契約を締結する前に、事前協議書（様式第1号）を市長に提出し、当該工事について事前に協議しなければならない。

2 市長は、前項の規定による協議により当該工事が補助対象工事に該当する可能性があると認めるときは、職員をして現地調査を行い、診断カルテを作成するものとする。

3 市長は、前項の規定による調査が完了したときは、速やかに当該調査の結果を申請者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 前条第3項の規定により補助対象工事に該当する旨の通知を受けた申請者は、補助対象工事に着手する前に田川市ブロック塀等撤去費補助金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 工事の概要が確認できる図面（ブロック塀等の撤去の長さ及び高さ並びに撤去の方法（全部又は一部）及び撤去する範囲が確認できるもの）
- (3) 工事前のブロック塀等の全景が確認できる写真
- (4) 工事の見積書の写し（補助対象工事の内訳が確認できるもの）
- (5) 誓約書（様式第3号）
- (6) 一部を撤去する場合にあっては、撤去後のブロック塀等の診断カルテにおける点数が70点以上にするための改善内容が確認できる書類
- (7) 市税の滞納がないことを証明する書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による書類の提出があったときは、その内容を審査し、及び職員をして現地調査を行い、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、田川市ブロック塀等撤去費補助金交付決定通知書（様式第4号。以下「交付決定通知」という。）により申請者にその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付することが適当でないとき、田川市ブロック塀等撤去費補助金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者にその旨を通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による交付決定に当たり、必要と認めるときは条件を付すことができる。

4 申請者は、交付決定通知を受けた日より前に補助対象工事に着手してはならない。
（交付申請の取下げ）

第9条 申請者は、交付決定通知を受けた日以後において、やむを得ない事情により事業を中止し、又は廃止するときは、速やかに田川市ブロック塀等撤去費補助金交付申請取下届（中止・廃止）（様式第6号）により市長にその旨を届け出なければならない。

（交付申請の内容の変更）

第10条 交付決定通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、交付申請の内容を変更しようとするときは、速やかに田川市ブロック塀等撤去費補助金変更交付申請書（様式第7号）に変更の内容が確認できる書類その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、変更の内容が交付決定額に変更が生じない軽微なものであるときは、交付決定者は、田川市ブロック塀等撤去費補助金交付申請内容変更届（軽微な変更）（様式第8号）により市長に届け出なければならない。

（変更承認）

第11条 市長は、前条第1項の規定による変更申請があったときは、その内容を審査し、及び職員をして現地調査を行い、変更の可否を決定し、田川市ブロック塀等撤去費補助金交付変更決定通知書（様式第9号）又は田川市ブロック塀等撤去費補助金交付変更不承認通知書（様式第10号）により交付決定者にその旨を通知するものとする。

（実績報告）

第12条 交付決定者（前条の規定により変更の決定を受けた者を含む。以下同じ。）は、補助対象工事が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに田川市ブロック塀等撤去費補助金完了実績報告書（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて市長に及び関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 工事請負契約書（補助対象工事の内訳が確認できるもの）及び領収書の写し
- (2) 工事完了後の工事場所の全景が確認できる写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、一部を撤去する場合にあっては職員をして現地調査を行い、診断カルテを作成し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、田川市ブロック塀等撤去費補助金額確定通知書（様式第12号）により当該交付決定者にその旨を通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 交付決定者は、前条の規定による補助金の額の確定後速やかに、田川市ブロック塀等撤去費補助金交付請求書（様式第13号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

（補助金の交付）

第15条 市長は、前条の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第16条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第9条の規定による届出があったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) 補助金を補助対象工事以外の用途に使用したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか市長が適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、田川市ブロック塀等撤去費補助金交付決定取消通知書（様式第14号）により交付決定者に対しその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定は、第13条の規定により補助金の額の確定通知を行った後においても適用する。

（補助金の返還）

第17条 交付決定者は、前条第1項の規定により交付決定を取り消された場合であって、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、速やかに市に返還しなければならない。

（委任）

第18条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの告示により既に交付の決定を受けた補助金については、同日後もなおその効力を有する。